

# としま税政連

第16号

ToshimaZeiseiren  
令和4年6月1日



## 目次

豊島税政連会長挨拶（会長 五十井恵）	2
小池ゆり子税理士後援会	3～4
鈴木隼人税理士後援会	4

豊島税理士政治連盟の活動	5～8
（研修会報告）	5
（運動経過報告）	6～8
税制改正に関する要望（令和3年6月）	
東京税理士政治連盟	9～11



# 豊島税理士政治連盟会長挨拶

会長 五十井 恵

令和3年6月の豊島税理士政治連盟の総会で新たに会長に就任いたしました五十井恵です。

初めにコロナ禍のため税政連活動が滞っており、会報の発行が遅れてしまったこと、お詫びいたします。

豊島税政連の会員の皆様におかれましては、日頃より税政連の活動にご協力を賜りますことに心より感謝申し上げます。

豊島税政連の活動ですが、このコロナ禍において会員の皆様と一緒にという活動はできておりません。誠に申し訳なく残念に思っております。しかしながら豊島税政連の活動の一つの特徴である、豊島区議団との新年度予算に関する要望を伝えることは毎年行っております。従前より皆様にお伝えしている通り、予算要望といっても他団体のように予算をつけてもらうことではなく、税の専門家として豊島区の施策に参画できることをアピールし、税理士の社会的認知度を向上させることを目的としております。

さて、「税政連は何をやっているんだ！軽減税率や適格請求書等保存方式を結局は廃止に出来なかったではないか！」と言ったお叱りの声をいただきました。誠にもっともなご意見だと思えます。しかしながら日本税政連や東京税政連は今も陳情を行い、税理士会の意見を訴え続けております。一例をあげるなら、「源泉所得税の納期の特例」も10余年かかりやっと実現できたようです。法律を変える、新たに策定するには時間が必要で

す。もちろんすっと通ってしまうものもありますが。こうした地道な活動を行っていることも皆様にはご理解していただきたいと思えます。

税政連として、皆様にもっとアピールしなければいけないことも事実でしょう。こうした問題を豊島税政連でも執行部を中心に考え、皆様に発信していかなければならないと思っております。

また、以前から会員組織率の問題があります。令和2年度末で東京税政連では税理士会会員全体の35.6%、豊島税政連は33.8%に留まっています。この組織率で税政連の意見が税理士全体の意見として通用するののかということです。これを解決するために東京税政連では各単位税政連の規約改正を行い、支部会員全員が税政連会員であるとする方向性を打ち出し、各単位税政連でも規約改正を行っているところもあります。しかしながら豊島税政連は従前より税理士会とは一線を引いた団体であり、その趣旨に賛同する会員で構成する立場を明確にし、規約改正には賛同しない立場でおります。

最後になりますが、税政連は税理士会と車輪の両輪としております。税理士会はその要望を行政府に訴え、政治活動ができない税理士会に代わり税政連が立法府に訴えます。

要望を実現するためには、税政連の組織率を高めることが不可欠です。税政連の存在意義をご理解の上、多くの会員にご加入いただきたくお願い申し上げます。

# 小池ゆりこ税理士後援会 会長 内山良子

## 中西堅二会長を偲んで

今から2年前の5月30日でした。仕事が一段落した午後、田中正人先生からのお電話の取次ぎを受けました。なぜか胸騒ぎがしました。それは中西先生の訃報の知らせでした。療養中であつたとはいえ、ダンディーで颯爽としたお姿が走馬灯のように浮かび、あふれる涙をこらえきれませんでした。

中西先生とは、同時期に豊島支部の研修部員として「豊島新聞」に連載する税務相談事例の執筆を担当し、その後も副支部長、相談役としてご一緒でした。豊島新聞では、後に「赤ペン倶楽部」といわれるほど文章に赤書きを入れて校正するなどしたことが昨日のように思い出されます。

中西先生はご存じのように、豊島支部においては「親分」と呼ばれ人望も厚く、スポーツマンとしてゴルフもお上手で、しかも歌は五木ひろしと紛うばかりのレベルでした。そして、税理士業務とともに、豊島支部の役員のみならず、税政連の副会長としても活躍されておりました。

税政連の目的は、税理士として納税者のための民主的な租税制度を確立することであり、その一環として国会議員の政治活動をバックアップするとともに、税制改正等の実現を図るため、税理士による国会議員の後援会を積極的に設立するということがあります。豊島支部税政連としても、その時を迎えることになりました。

それは今から12年前、私が豊島税政連会長の時でした。折しも小池ゆりこ衆議院議員が豊島・練馬区を選挙区とする東京10区から選出されて、

国政の場で大いに活躍されておられました。

そこで、練馬支部と合同で小池ゆりこ議員の税理士後援会を結成することとなりました。その時私は、後援会長には中西先生しかいないと、強引にお願いし、平成21年2月9日、小池ゆりこ税理士後援会を設立する運びとなりました。ホテルメトロポリタンにおきまして創立総会が盛大に開催され、中西先生が満場一致をもって初代小池ゆりこ税理士後援会会長に選出されました。

それから12年間、中西先生のお人柄により多数の会員の参加をいただき、後援会活動が積極的に続けられました。今となつては、小池百合子議員を囲んで行われた税法勉強会や研修会、そしてゴルフ大会やカラオケ等々の数々を懐かしく思い起こされます。

これらの活動は、中西後援会長あつてのものであり、中西後援会長には物心両面で本当にご尽力いただきました。そしてなによりも、中西会長は、小池ゆりこ議員・都知事との信頼関係が厚く、長きにわたり後援会長として貢献されてこられました。小池都知事は、「東京10区は今も私のホームです」と公言されておられますが、中西前会長の下での小池ゆりこ税理士後援会の功績もその想いの一端を担っているのではないかと思います。

中西前会長が亡くなられた令和2年5月は、丁度コロナ禍の下、通夜・告別式にも一部の方しか参列できず本当に悔しい想いでした。

奥様から、「中西もまだまだやりたいことがたくさんあつたと思います。無念だつたと思います。でも一生懸命生きました。皆様と長きにわたるお付き合いをさせていただき、幸せだつたと思いま



す。」との趣旨のお手紙を頂戴いたしました。

中西前会長には、豊島支部の役員、後援会の活動等を通じてお付き合いをいただきながら、いつまでもお元気で活躍なされる方だと思っていましたので、中西前会長の御逝去は本当にショックでした。会員の皆様も同じ思いではなかったかと思われまます。

中西前会長の御逝去後、急遽、私が2代目小池ゆりこ税理士後援会長を引き受けることとなりました。中西前会長の遺志を継ぎ、力不足ではありますが、会員の皆様のお力添えをいただきながら頑張っていきたいと思っております。

コロナまん延拡大防止措置が解除されたとはいいまでも、今なお予断は許されません。しかし、

次回の小池ゆりこ税理士後援会の総会では「中西前会長のお別れの会」を執り行なえることを切に願っております。

会員の皆様とともに、中西堅二前会長のご冥福を心よりお祈りいたします。



## 鈴木隼人税理士後援会 会長 渡邊 利

平素は、衆議院議員鈴木隼人税理士後援会にご理解、ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

平成31年4月2日の後援会設立総会以降、鈴木隼人議員を交えた勉強会を考えていましたが、日程等の関係でなかなか実現できず、令和2年に入り、新型コロナウイルスの影響により様々な行事を中止せざるを得ない状況となりました。

簡単ではありますが、後援会設立以降の実施事業及び参加行事を下記に記載致します。

### H31. 4. 2

WACCA池袋7階パーティー会場にて「鈴木隼人衆議院議員税理士後援会設立総会」

### H31. 4. 4

東京都選挙管理委員会に「政治団体設立届」



### R 1. 7. 1

中野サンプラザ13階にて「参院選総決起大会」

### R 2. 3.18

東武バンケットホールにて「第一回定期総会」  
鈴木隼人衆議院議員活動報告

### R 2. 9. 3

東京税理士政治連盟役員との国会陳情（衆議院第二議員会館 鈴木隼人事務所）

### R 3.10.19

鈴木隼人選挙事務所訪問・「第一声」応援に参加

最後に、今後の課題としましては、皆様に有意義な国会情報の提供方法の検討、後援会会員の増員及びコロナ禍での会費の徴収方法等、色々ありますが、今後一層の努力をして参りますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。



# 豊島税理士政治連盟の活動



## 研修会報告

豊島支部との合同研修会

テーマ：「相続税と贈与税の税制は変わるのか？」

講師：税理士 岩下忠吾 氏

日時：令和4年3月23日（木）

会場：東京セミナー学院



令和4年3月23日に豊島支部法対策部との合同研修会を岩下忠吾先生をお招きし、「相続税と贈与税の税制は変わるのか？」というテーマで開催いたしました。



岩下先生が豊島で研修会を開催するのは5年ぶりということでした。いつもどこかで研修しておられるので、そんなにお呼びしていなかったのかと思いでした。

最近週刊誌に「相続が変わる」などと特集されている記事を引用して、研修が始まりました。

まず、「贈与税がなくなる？」というテーマで、日本の現行の贈与税がどのような歴史を経て出来上がってきたのかを学び、主要国における相続税・贈与税の概要を確認いたしました。

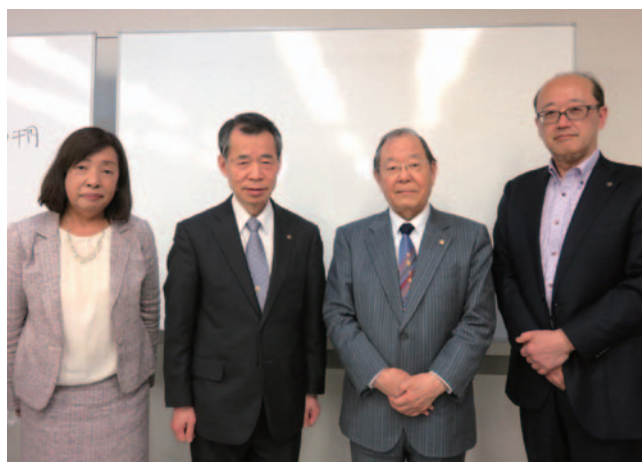
令和3年度、4年度税制改正大綱から、相続税・贈与税のあり方を答申から読み解くと、いずれの年も、「本格的な検討を進める」とあるので、まだなにも決まっていないというのが現時点での結論ということでした。大綱に年度が記載されたら変わるということでした。

次に、「これからどうしよう」ということで、現行の相続税・贈与税のもとで財産の移転をどのように行えばよいのか、先生独自の表計算資料に実際に数字をあてはめて検証していただきました。現実起こった相続に役立つ資料を公開していただき、とても参考になりました。

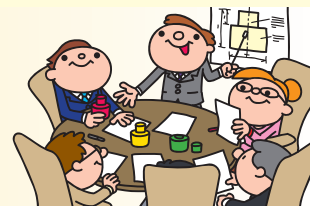
最後に岩下先生の税理士として自己の利益だけを追求しない生き方や心構えをお話しいただき、改めて自分自身はどう税理士として生きていくのかを考えさせられました。

3時間が短く感じられる有意義な研修会でした。

(会長 五十井 恵)



# 豊島税理士政治連盟の活動 運動経過報告



## 平成31年度 運動経過報告

### I. 総会に関する事項

1. 令和元年6月14日 第42回定期総会を開催  
下記議案を承認可決  
於：ホテル・メトロポリタン  
記  
－審議事項－  
第1号議案 平成30年度運動経過報告承認の件  
第2号議案 平成30年度収支決算承認の件  
第3号議案 平成31年度運動方針承認の件  
第4号議案 平成31年度収支予算承認の件

### II. 幹事会に関する事項

1. 令和元年5月17日 (1) 定時総会の開催について  
(2) 定時総会提出議案の審議  
於：支部会議室

### III. 常任幹事会に関する事項

1. 平成31年4月24日 (1) 31年度事業計画・予算案の確認  
(2) 年度末監査 監査役補佐選任の件  
(3) 鈴木隼人税理士後援会設立総会報告  
(4) その他  
於：支部会議室
2. 令和元年7月19日 (1) 役員改選について  
(2) 豊島支部との共催の研修会開催について  
(3) その他  
於：支部会議室

3. 令和元年11月1日 (1) 「豊島区予算に関する要望事項」について報告  
(2) 当連盟新役員決定の件  
(3) その他  
於：支部会議室
4. 令和元年12月12日 (1) 平成31年度会費滞納者の今後の検討  
(2) 広報誌発刊について  
(3) その他  
於：支部会議室
5. 令和2年1月21日 (1) 平成31年度会費滞納者の今後の検討  
(2) 広報誌発刊について  
(3) その他  
於：支部会議室
6. 令和2年2月14日 (1) 平成31年度会費滞納者の今後の検討  
(2) 会報第15号発行について  
(3) その他  
於：支部会議室

### IV. 国会議員後援会等に関する事項

1. 平成31年4月2日 鈴木隼人税理士後援会の設立総会に出席
2. 令和2年2月10日 小池ゆりこ税理士後援会の第12回定期総会に出席
3. 令和2年2月25日 鈴木隼人議員による確定申告相談会場視察活動に協力
4. 令和2年2月27日 白眞勲議員による確定申告相談会場視察活動に協力
5. 令和2年3月18日 鈴木隼人税理士後援会の第1回定期総会に出席

### V. 東京税理士政治連盟に関する事項

1. 平成31年4月25日 単位税政連及び後援会会長・幹事長合同会議に出席  
於：東京税理士会館
2. 令和元年8月19日 単位税政連会長・幹事長会議に出席

- 於：東京税理士会館
3. 令和元年8月30日 東京税理士会 証票交付式での加入勧奨及び単位税政連意見交換会に出席
- 於：東京税理士会館
4. 令和元年9月20日 第53回定期大会に出席
- 於：京王プラザホテル
5. 令和元年10月25日 令和2年度税制改正の動向に関する勉強会～財務省・総務省・経済産業省・中小企業庁の担当官と語る～に出席
- 於：参議院議員会館
6. 令和元年11月1日 自由民主党との朝食懇談会に出席
- 於：自由民主党本部
7. 令和元年12月4日 令和元年度ブロック別単位税政連・後援会会議に出席
- 於：参議院議員会館
8. 令和2年2月6日 東京税理士会・東京税理士政治連盟共催の合同セミナーに参加  
テーマ 令和2年度税制改正大綱を読む  
於：東京税理士会館
- Ⅵ. 財務及び届出に関する事項
1. 令和元年5月20日 平成30年4月1日～平成31年3月31日の会計監査を実施
2. 令和元年10月15日 平成31年4月1日～令和元年9月30日の会計監査を実施
3. 令和2年3月19日 政治資金収支報告書（平成31年1月1日～令和元年12月31日）を東京都選挙管理委員会に提出
- Ⅶ. その他の事項
1. 令和元年8月21日 豊島区議会都民ファーストの会の予算要望ヒアリングで要望書提出
2. 令和元年8月23日 豊島区議会公明党の予算要望ヒアリングで要望書提出
3. 令和元年9月10日 豊島区議会自由民主党の
- 予算要望ヒアリングで要望書提出
4. 令和元年9月13日 研修会開催（東京税理士会豊島支部との共催）  
テーマ：「税理士法改正」  
講師：東京税理士会前調査研究部長 土屋栄悦氏  
於：支部会議室
5. 令和元年10月29日 支部新転入会員会務説明会で当連盟会務の説明
6. 令和2年1月7日 自由民主党豊島総支部「新年初顔合わせ会」に出席

## 令和2年度 運動経過報告

### Ⅰ. 総会に関する事項

1. 令和2年6月26日 第43回定期総会を開催  
下記議案を承認可決  
於：ホテル・メトロポリタン  
記  
－審議事項－  
第1号議案 平成31年度運動経過報告承認の件  
第2号議案 平成31年度収支決算承認の件  
第3号議案 令和2年度運動方針承認の件  
第4号議案 令和2年度収支予算承認の件  
第5号議案 欠員監事選任承認の件

### Ⅱ. 幹事会に関する事項

1. 令和2年5月13日 コロナ禍のため書面決議実施の賛否を問う。
2. 令和2年5月22日 書面決議を実施する。  
(1) 平成31年度運動経過報告承認の件  
(2) 平成31年度収支決算承認の件  
(3) 令和2年度運動方針承認の件

- (4) 令和2年度収支予算承認の件
  - (5) 欠員監事選任承認の件
  - 3. 令和2年5月25日 書面決議の結果を報告する。
- Ⅲ. 常任幹事会に関する事項
- 1. 令和2年8月5日 (1) 監事変更の件
  - (2) 豊島区議団への次年度予算要望書の提出について
  - (3) その他
  - 於：各事務所等よりリモート参加
  - 2. 令和2年12月17日 (1) ブロック別単位税制連合会議の報告
  - (2) 令和2年度会費滞納者の今後の検討
  - (3) 広報誌発刊について
  - (4) その他
  - 於：各事務所等よりリモート参加
  - 3. 令和3年1月28日 (1) 令和2年度会費滞納者の今後の検討
  - (2) 広報誌発刊について
  - (3) その他
  - 於：各事務所等よりリモート参加
  - 4. 令和3年3月22日 (1) 令和2年度会費滞納者の今後の検討
  - (2) 巣鴨信用金庫ネットバンキングへ変更の件
  - (3) 東京都議会議員選挙における候補者推薦の件
  - (4) その他
  - 於：各事務所等よりリモート参加
- Ⅳ. 国会議員後援会等に関する事項
- 1. 令和3年1月～3月 国会議員等の税務支援事業視察は中止となった。
- Ⅴ. 東京税理士政治連盟に関する事項
- 1. 令和2年8月19日 単位税政連会長・幹事長会議に出席
- (コロナ禍のため出席1名)
  - 於：衆議院第一議員会館 1階 多目的ホール
  - 2. 令和2年9月17日 第54回定期大会 (部長会のため欠席)
  - 於：京王プラザホテル
  - 3. 令和2年12月1日 令和2年度ブロック別単位税政連・後援会会議に出席
  - 於：衆議院第一議員会館 1F 国際会議室
  - 4. 令和3年2月8日 東京税理士会・東京税理士政治連盟共催の合同セミナー 中止
- Ⅵ. 財務及び届出に関する事項
- 1. 令和2年5月25日 平成31年4月1日～令和2年3月31日の会計監査を実施
  - 2. 令和2年10月22日 令和2年4月1日～令和2年9月30日の会計監査を実施
  - 3. 令和3年3月19日 政治資金収支報告書（令和2年1月1日～令和2年12月31日）を東京都選挙管理委員会に提出
- Ⅶ. その他の事項
- 1. 令和2年11月4日 支部新転入会員会務説明会で当連盟会務の説明
  - 2. 令和3年1月5日 自由民主党豊島総支部「新年初顔合わせ会」 中止





# 令和4年度税制改正に関する要望

令和3年6月 東京税理士政治連盟

## 重要な改正要望事項

1. 消費税率を単一税率とし、適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入に反対する
2. 役員給与税制を抜本的に見直すこと
3. 災害により生じた損失については、新たに「災害損失控除」を創設すること

## 個別要望事項

- 一. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること
- 二. 所得税の確定申告期限（3月15日）について、申請延長を認めること
- 三. 所得税及び法人税に関する事項
  1. 所得税の基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと
  2. 16歳未満の年少扶養親族について扶養控除を復活させること
  3. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌年以降3年間の繰越しを認めること
  4. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること
- 四. 相続税及び贈与税に関する事項
  5. 財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、営業権など一定の財産の評価を見直すこと
  6. 非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予に係る免除の要件を緩和すること
- 五. その他国税に関する事項
  7. 印紙税を廃止すること
- 六. 地方税に関する事項
  8. 外形標準課税を中小企業に導入しないこと
  9. 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと
- 七. 納税環境整備に関する事項
  10. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利

利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること

11. 公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること

## 〈参考〉

## 令和4年度税制改正の大綱の概要

令和3年12月24日閣議決定  
財務省

成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

### －個人所得課税－

#### 住宅ローン控除制度の見直し

- ・住宅ローン控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額の上乗せを行う。
- ・控除率を0.7%とするとともに、所得要件を2,000万円とする。
- ・新築住宅等について控除期間を13年とするほか、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅を控除対象とする。

## －資産課税－

### ●住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・格差の固定化防止等の観点を踏まえ、限度額を見直した上で、適用期限を2年延長する。

### ●登録免許税におけるキャッシュレス納付制度の創設

- ・登録免許税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。

### ●土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。

## －法人課税－

### ●積極的な賃上げ等を促すための措置

#### －大企業等

- ・令和5年度末を期限として、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が4%以上である場合には、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が20%以上である場合には、税額控除率に5%を加算する措置を講ずる。
- ・令和5年度末を期限として、法人事業税付加価値割において、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置を講ずる。
- ・一定規模以上の大企業に対しては、給与の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針等を公表していることを要件とする。

#### －中小企業

- ・雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が1.5%以上である場合に、雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除を行うとともに、税額控除の上乗せ措置として、雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に

15%を加算し、教育訓練費の対前年度増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する措置を講ずる。

### ●オープンイノベーション促進税制の拡充

- ・出資の対象会社に、設立10年以上15年未満の売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社を追加する等の見直しを行う。

### ●5G導入促進税制の見直し

- ・地方でのネットワーク整備を加速する等の観点から、対象設備の要件や税額控除率等の見直しを行う。

### ●大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の見直し

- ・外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。

### ●ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

- ・導管部門の法的分離の対象となる法人等が行う事業（導管事業を除く。）については収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとし、その他の法人が行う事業（導管事業を除く。）については他の一般の事業と同様とする。

## －消費課税－

### ●自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設

- ・自動車重量税をクレジットカード等により納付することを可能とする制度を創設する。

### ●航空機燃料税の税率の見直し

- ・航空機燃料税の税率の特例措置について、税率を見直した上で、適用期限を1年延長する。

### ●沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

- ・沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提

言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長10年をかけて段階的に廃止する。

#### －納税環境整備－

##### ●税理士制度の見直し

- ・税理士は、業務のICT化等を通じて納税義務者の利便の向上等を図るよう努めるものとする旨の規定を創設する。
- ・若年層の税理士試験の受験を容易にし、多様な人材確保を図るため、受験資格要件の緩和を実施する。

##### ●記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応

- ・記帳義務を適正に履行しない納税者への過少申告加算税等の加重措置を整備する。
- ・証拠書類のない簿外経費についての必要経費・損金不算入措置を創設する。

##### ●財産債務調書制度の見直し

- ・提出期限を後倒しするなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講ずる。

##### ●地方税務手続のデジタル化

- ・eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

#### －関税－

##### ●暫定税率等の適用期限の延長等

- ・令和3年度末に適用期限の到来する暫定税率（412品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

##### ●海外の事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化

- ・改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の「輸入してはならない貨物」として規定するとともに、事業性のない輸入者

に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続に係る所要の規定の整備を行う。

## 税理士法等の改正について

税理士法改正を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月22日に成立しました。

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しが行われます。

##### ●ICT化とウィズコロナ時代への対応

- 1 税理士の業務のICT化推進の明確化
- 2 税務代理における利便の向上
- 3 税理士会等の通知等の電子化
- 4 電子記録媒体の見直し
- 5 事務所規定の見直し

##### ●多様な人材の確保

- 6 受験資格要件の見直し

##### ●税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備

- 7 税理士法人の業務範囲拡充
- 8 社員税理士の法定脱退事由の整備
- 9 懲戒逃れをする税理士への対応の強化
- 10 質問検査権の対象範囲の拡大
- 11 関係人等への協力要請制度の創設
- 12 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設

##### ●その他

- 13 法33条の2に規定する書面の名称変更等
- 14 税理士試験の受験申込書に添付する写真の規格の見直し



関与先様の代金回収を口座振替により行う自動集金システム

# My集金NET

こんな場面で  
ご利用されて  
います。



## 集金業務でお困りの関与先様をご紹介ください！

### ● My集金NETが選ばれる理由 ●

理由 **1** 初期費用は0円！  
請求がない月は  
手数料不要！

初期費用がかからないので、1件から気軽にご利用できます。

理由 **2** 不定期な  
集金にも対応！

毎月の集金はもちろん、隔月、年1回といった変則的な集金にもご利用できます。

理由 **3** 口座振替で  
入金率UP！

毎月28日に口座振替により自動集金されるので、支払漏れや支払遅延が回避できます。現金取扱いの煩わしさから解放されます！

ご利用料金	
基本料 (振替実施日のみ)	1,800円/月
口座振替請求手数料	240円/件 (消費税別)

振替日と振込日	
振替日	毎月28日 (休日の場合は翌営業日)
振込日	振替日の5営業日後

詳細はホームページから  
ご覧頂けます。



関与先様をご紹介いただき、成約した場合、**30,000円** お支払いします。  
利用開始確認後

取扱指定会社 **株式会社 日税ビジネスサービス**  
〒163-1588 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 29階

My集金NETのお問い合わせは ☎ **03-5931-0666**

日税グループ ☎ 日税ビジネスサービス ☎ 日税不動産情報センター ☎ 共栄会保険代行 ☎ 日税サービス ☎ 日税経営情報センター

制作©日税グループ21.09